

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中 1 のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和 8～10 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に事業所、営業拠点を有していること。
- (3) 履行期限までに、要求する仕様の防犯カメラ機器の供給及び設置・配線工事が可能であり、機器の搬入、設置、初期設定、動作確認及び保守の体制が整備されていること。
- (4) 開札の日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

※入札参加者又はその代理人は、入札公告等において定められた義務を履行するために必要とする事前確認書類を以下の期日までに別記中 4 に掲げる場所へ持参して提出しなければならない。

提出期限：令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時 15 分

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告、入札説明書（添付書類一式を含む）、仕様書、別添契約書（案）（以下「入札関係書類」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札関係書類に疑義がある場合は、別紙様式 4 により、令和 8 年 10 月 13 日（火）正午までに別記中 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、入札関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式 1 による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、事前確認書類を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、別記 2 の入札日までに通知する。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (5) 入札の日時及び場所は、別記中 2 のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、本事業団があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
- ア 件名
- イ 入札金額
- ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印
- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額はアラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、別紙様式 3 による委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認められない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を合わせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められたときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、防犯カメラ機器の本体価格のほか、設置及び配線工事費、運用管理に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もったうえで、防犯カメラ設置業務委託費として記載する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加資格者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (16) 申請者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に

参加することができない。

- (17) 開札は即時開札とする。
- (18) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務の関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入室することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場の入場できない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書（以下「審査結果通知書」）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては別紙様式3による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (22) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、入札回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は、競争入札を打ち切り、入札辞退者を除く希望者から別紙様式2の見積書を徴し、随意契約に付する。

4 入札保証金

事前確認書類を提出し、入札参加資格があると認められた者については、契約を締結しないことになる恐れがないと認められるので、入札保証金の納付を免除する。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、意義の申し立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 件名等に重大な誤りのある入札書

- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

- (4) 入札参加者及び代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。

また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。

- (5) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに理事長が、送付を受けて押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。

7 契約保証金

事前確認書類を提出し、入札参加資格があると認められた者については、契約を締結しないことになる恐れがないと認められるので、契約保証金の納付を免除する。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から 30 日以内に契約書を取り交わすものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。

- (2) 契約者及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において認められた機器等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らさないこととし、別紙様式5にその旨を記載し、提出しなければならない。

11 資格書類に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに事前確認書類の提出先は別記中4のとおり。

12 その他必要な書類

- (1) 契約に係る担当者の所属する部局の名称及び所在地は、別記中4のとおり
- (2) 入札参加者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。

別記

1 入札に付する事項

(1) 件名

防犯カメラ設置業務

(2) 業務内容及び数量

防犯カメラ及び付属機器の設置

(3) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期限

令和9年3月15日（月）

(5) 履行場所

愛媛県社会福祉事業団事業所各施設

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月16日（金） 午後1時00分

(2) 場所 〒790-0843

愛媛県松山市道後町2丁目12-11

愛媛県身体障がい者福祉センター2階 大会議室

3 開札

即時開札

4 契約・仕様等に係る照会先

質問などがある場合は、原則として様式4「質問書」を電子メールにて提出することにより受け付け、質問者に対して電子メールで回答する。なお、件名は「防犯カメラ設置業務契約に関する照会」とすること。

メールアドレス：webmaster@ehime-swc.or.jp

担当部署：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 事務局

住所：〒790-0843

愛媛県松山市道後町2丁目12-11

電話：089-922-7486